

新型コロナウイルス感染症防止のための事業所等の対応について（通所系）

対応Q&A		※本Q&Aの取扱いは、当面の間継続します。（終了日は現時点で未定です。） 取扱いに変更がある場合は、改めてお知らせします。	令和4年2月17日現在
	内容	対応内容	留意点
1. サービスの提供方法について			
1-1	サービス提供日及びサービス提供時間を変更してサービス提供は可能か？	本来であれば、運営規程等を変更しなければならないが、非常時の対応とし、運営規程を変更せずにサービス提供日・時間を変更することが可能。 ただし、利用者全員に対して変更の周知を行うこと。 ※経緯を記録に残すこと。	
1-1-2	感染防止拡大のため、送迎等の一時停止等をする場合、運営規程を変更する必要はあるか。	本来であれば、運営規程等を変更しなければならないが、非常時の対応とし、運営規程を変更する必要はない。 ただし、利用者に対して必ず変更の周知を行うこと。 ※経緯を記録に残すこと。	
1-2	職員が同一法人内の別事業所でサービスを提供することは可能か？	サービス提供に支障がない限り可能。 ※経緯を記録に残すこと。	
1-3	事業所の体制により、同一法人内の別事業所でサービス提供を受ける場合、契約手続は後日でも可能か？	同一法人内であっても、別事業所であれば、契約手続は必要であるため、事後になってもよいが、契約は取り交わしておくこと。 ※契約が事後になった経緯を記録に残すこと。	
1-4	利用者の自粛や職員が確保できないなどの理由により、サービスの提供の縮小（利用人数の制限・営業時間の短縮）や一時的な休業は可能か。	可能な範囲で体制を整えて受入をお願いしたいが、どうしても適切なサービス提供が難しい場合は事業所の判断において一時的な休業もやむをえない。 ※経緯を記録に残すこと。	一時的に休業する際は必ず障害者支援課に「一時的な休業の実施状況報告」を提出する。
1-5	No1-4の場合、事業所ではどのような対応が必要か。	事業所の判断によって、サービス提供の縮小や臨時休業を行う場合は、利用者全員に周知を行うこと。また、この場合、利用者の個別の状況に応じて、①事業所職員の居宅訪問等による可能な範囲での健康管理や相談支援、②関係事業所と連携し、適切なサービスの提供を確保、など代替サービスの利用が図れるよう支援等を行うこと。	https://www.city.kobe.lg.jp/documents/32722/r040214_kyugyo_yoshiki.xlsx
1-6	生活介護・自立訓練（機能訓練）におけるリハビリテーション加算、自立訓練（生活訓練）における個別計画訓練支援加算の算定要件である多職種協働によるカンファレンスについて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、電話、文書、メール、テレビ会議等の対面を伴わない代替手段をもって開催の扱いとすることは可能か。	当該カンファレンスについて、感染拡大防止の観点からやむを得ない理由がある場合は、電話、文書、メール、テレビ会議等を活用するなどにより対応することも可能。	「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第7報）」（R02.05.27厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課）」
2-1	事業所を自主休業する場合、届出は必要か。また、自主休業中に在宅支援を行った場合、報酬請求は可能か。	事業所を閉所した場合でも、就労系サービス以外についてはNo2-3、就労系サービスについてはNo2-6による支援を行った場合は報酬請求可能。 ただし、閉所する場合は、障害者支援課に「一時的な休業実施報告書」を提出する必要がある。 https://www.city.kobe.lg.jp/documents/32722/r040214_kyugyo_yoshiki.xlsx	
2-2	生活介護事業所が感染拡大防止のため開所時間を短縮した結果、短時間利用減算や開所時間減算に該当する利用時間になった場合でも、減算が適用されてしまうのか？	通常と異なり、開所時間を短縮しても短時間利用減算や開所時間減算は適用されない。 ※経緯を記録に残すこと。	
2-2-2	新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が通所を自粛または在宅利用に切り替え、一時的に送迎加算の要件（平均利用者数等）を満たさなくなった場合、送迎加算は算定可能か。	送迎加算について、一時的に送迎加算の要件を満たさなくなった場合でも、実際に送迎を行った場合は加算の算定が可能。 ※経緯を記録に残すこと。	
2-3	サービスを利用予定のあった者が、新型コロナウイルス感染の恐れにより通所できない場合の請求はどうなるのか？	次に掲げる場合で、サービスを提供する体制が整っており、事業所が開所している場合で、あらかじめ利用予定のあった利用者が、事業所が利用者の居宅等において可能な範囲での支援の提供を行ったときは、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供したものととして、報酬請求を可能とする。 ・市の要請を受けて休業している場合 ・職員や利用者に感染する恐れがある場合等、サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと市が判断する場合 ただし、在宅での支援及び報酬請求を行うことによって生じる利用者負担について、利用者へ説明し、了承を得ること。 ※当該利用者について、その日ごとに経緯及び提供したサービスの内容等を記録に残すこと。 ※居宅での支援を行った日と同時間帯に、利用者が在宅で居宅介護などの障害福祉サービスを利用している場合は、対象外となる（No2-7参照）。 ★就労系サービスの在宅利用についてはNo2-6を確認すること。	
2-3-2	No2-3は必ず利用者の居宅において支援を行う必要があるか。	電話等によって支援を行った場合でも、報酬請求は可能。 ただし、利用者の状況によっては居宅での支援も必要となる。	
2-3-3	No2-3による請求が認められる場合の1つに、 ・職員や利用者に感染する恐れがある場合等、サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと市が判断する場合」とあるが、この場合、事前に市の許可を得なければならないのか。	当面の間、利用者本人または介護者の申し出により通所できない場合は、事業所の判断によりNo2-3によるサービス提供や報酬請求を行って差し支えない。 事前に市の許可を得る必要はないが、指導監査等で記録の提出を求めるため、本市から求められた場合には提出できるようにしておくこと。	
2-4	No2-3について、「利用者の居宅等において可能な範囲での支援」とは、具体的にどのような支援をいうのか？	「利用者の居宅等において可能な範囲での支援」とは、以下のような健康管理や相談支援等を指す。 ①利用者の健康状態や安全確認 ②日常生活に関する指導や助言 ③介護者支援	「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第7報）」（R02.05.27厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課）」

	内容	対応内容	留意点
2-5	No2-3の場合、欠席時対応加算は請求できるのか？	No2-3の提供を行った場合は、事業所を利用したものとみなし、報酬請求が可能であるため、欠席時対応加算を併せて請求することは不可。 利用者またはその家族等との連絡調整その他の相談支援のみを行った場合は、No2-3のサービス提供ではなく通常の欠席時対応加算のみを請求する。 【注意事項】単なる欠席連絡はいずれの場合についても報酬請求は不可。	
2-6	就労系サービスの利用者から新型コロナウイルスの影響により、在宅での利用希望があった場合、報酬を請求できるのか？	通常の在宅利用と同様の要件を整え、手続きを行ったうえで、サービスを提供した日については、報酬請求は可能である。 なお、通常事業所で実施している作業や就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行うことが必要だが、通常事業所で実施している訓練や作業を行うことができない場合は、就労系サービスとして適当な訓練内容を提供すること。通常実施している作業や訓練、就労系サービスとして適当な訓練内容を提供できない場合は、その理由を記録したうえで、No2-3の支援を行うこと。 在宅利用の要件、手続きについては本市ホームページ下記URL参照のこと。 https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/shuro/zaitakuriyo_henngo.html	【留意点】 ・事業所は、事業所内で行われる通常のサービスについても、利用者の安全確保に最大限配慮し、提供に支障のない支援体制を整えておくこと。 ・利用者の居宅等の状況や負担能力により、サービスの提供内容や利用条件に差異が生じないように最大限配慮すること。 ・他市町村が支給決定した利用者の在宅利用については、当該市町村に要件を確認すること。
2-6-2	No2-6について、提出する書類は、様式が決まっているか。	新型コロナウイルス感染症の影響により在宅利用を行う場合も、通常の在宅利用と同様に『就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）における在宅利用に係る届出書』の様式を利用すること。なお、利用者の受給者証を発行している区役所のあんしんすこやか係に事前に提出する必要があるが、やむを得ず、利用前に提出できなかった場合は、速やかに提出すること。 在宅利用の利用状況等について、報告書等の提出は不要だが、通常の支援と同様に個別支援計画、支援記録、モニタリング等の必要な記録を作成し、整備しておくこと。	
2-6-3	No2-6で在宅利用と、通常の通所利用を組み合わせることは可能か。	可能である。ただし、利用状況に応じた個別支援計画を作成すること。	
2-6-4	在宅支援を行う場合、「運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記」することとあるが、届け出をどこに提出すればよいか。	必要。「様式第2号 変更届出届」を以下宛先に「郵送」で提出すること。 以下URLの「変更届、廃止・休止・再開届、指定辞退届について」の項目を参照のこと。 https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business-annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/kunituchi-yoshiki/shiteshinse.html ※「変更届出書」は変更があった日から10日以内に提出すること。 <送付先> 〒650-0032 神戸市中央区伊藤町111 神戸商工中金ビル4階 神戸市行政事務センター 介護・障害サービス係	
2-7	通所系サービス利用者が通所を自粛し、居宅介護の利用へ切り替えた場合、通所系事業所はNo2-3やNo2-6による報酬請求はできないのか。	No2-3やNo2-6のサービスを提供しても、同時帯に居宅介護を利用した場合はサービス重複となるため報酬請求できない。サービス提供時間帯が異なればNo2-3やNo2-6の報酬請求が可能なので、サービス提供の際には提供時間を記録しておくこと。	
2-7-2	No2-3やNo2-6による報酬算定をした場合、実績記録票はどのように記載したらよいか。	No2-3の場合、開始時間は電話や居宅等で支援を始めた時間、終了時間は電話や居宅等で支援を終了した実際の時間を記入する。 No2-6の場合、在宅支援の実際の開始時間と終了時間を記入する。	
2-8	生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援において定員を超過して障害者等を受け入れた場合、定員超過利用減算を適用しないことが可能か？	新型コロナウイルスに伴う定員超過の場合は、定員超過利用減算を適用しない取扱いが可能である。 ※定員超過受入を行った利用者につき、その日ごとに経緯を記録に残すこと。	「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第7報）（R02.05.27厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課）」に基づき参考とする「令和元年台風19号により被災した障害者等に対する支給決定等について」（R01.10.15厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）
2-9	非常時の定員超過は減算対象にならないのか？	利用定員の人員配置を満たしていることが前提で、利用者の安全を確保し、支援の質を担保できるのであれば、一定の定員超過は減算の対象とならない。 また、受入の上限としては、利用者の安全確保を担保した上で、人員基準や設備基準等、事業所において総合的に判断されたい。	「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第7報）（R02.05.27厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課）」に基づき参考とする「令和元年台風19号により被災した障害者等に対する支給決定等について」（R01.10.15厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）
2-10	指定の人員基準に満たない場合は減算対象にならないのか？	利用定員の範囲内で利用者を受け入れる場合で、サービス提供日の数時間、或いは、臨時的対応期間中の数日程度の一時的な不足による人員欠如は減算の対象としない（臨時対応期間中、継続的に人員欠如になる場合は減算が適用される場合がある）。 ※経緯を記録に残すこと。	「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第7報）（R02.05.27厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課）」に基づき参考とする「令和元年台風19号により被災した障害者等に対する支給決定等について」（R01.10.15厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）
2-11	また、上記の場合において、加算の対象である職員の人員欠如が生じた場合、指定届出上の加算を請求できるのか？	可能。 ※経緯を記録に残すこと。	
2-11-2	No2-11について、具体的にはどのように取り扱ったらよいか。	今般の緊急措置前に個別支援計画に基づき算定していた加算・減算は、引き続き、加算・減算を行う。ただし、実績を伴った場合に算定できる「送迎加算」「食事提供加算」等については算定できない。 ※経緯を記録に残すこと	

	内容	対応内容	留意点
2-12	指定就労継続支援B型事業において、コロナウイルスによる直接的又は間接的な影響で長期にわたり生産活動収入が得られない場合等において、生産活動収入の変動により、利用者に保障すべき一定の工賃水準（過去3年間の最低工賃）を支払うことが困難になった場合には、どのようにすればよいか？	国通知により、まずは工賃変動積立金や工賃変動積立資産により対応されたい。 ただし、以下の①から③をいずれも満たす場合には、事業所の職員の処遇が悪化しない範囲で自立支援給付費を充ててもらうことをもって、工賃の補填を行っても差し支えない。 ① コロナウイルスの発生した地域就労継続支援B型事業所が所在する場合又は取引先企業等が所在する場合、若しくはコロナウイルスによる間接的な影響により生産活動収入が得られなかったことが明らかであると市が認めた場合 ② 生産活動収入の大幅な減少が見込まれる、又は生産活動は行っているが十分な生産活動収入が得られなかった場合 ③ 工賃変動積立金及び工賃変動積立資産がなく、これらを活用できない場合。なお、生産活動収入が少なくとも以前の水準に戻った以後には、利用者工賃に自立支援給付を充ててはならない。	「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第7報）（R02.05.27厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課）」に基づき参考とする 「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.5」（H30.12.17）
2-13	No.2-6により、訓練として在宅利用を行った場合、実施内容が生産活動でなければ工賃を支払う必要はないのか。	事業所の判断で支払っていただくことは可能である。（生産活動でないものについては工賃の支払義務はないが、支払いに努める必要がある。）	
2-14	グループホーム利用者の利用している通所施設がNo.2-3やNo.2-6の在宅での支援に切り替わった場合、通所施設が報酬請求を行う日にグループホームが日中支援加算を請求することは可能か。	通所施設の報酬と日中支援加算を同日に算定することは不可である。いずれか一方の算定となるため、事業所間で十分に協議、調整を行うこと。	「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第7報）（R02.05.27厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課）」
3.その他			
3-1	暫定利用中の利用者について、感染拡大の影響により本支給を行うためのアセスメント等を十分に行うことができなかった。本支給決定を行うにはどうしたらよいか。	新型コロナウイルスの臨時的な対応は、令和2年度限りとして令和3年4月以降は従来の取扱いとなる。 ※対象となるサービス：就労継続支援・就労移行支援・自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）	参考：「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第8報）」 （R03.03.23厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課）
3-2	感染拡大の影響で十分な支援の実施や就職活動の継続が困難となり、標準利用期間内に目標を達成することができなかった。更新し、引き続き支給することができるか。	①新型コロナウイルスの臨時的な対応は、令和2年度限りとして令和3年4月以降は従来の取扱いとなる。 ※対象となるサービス：自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練） ②（1）新型コロナウイルスの影響を理由とする就労移行支援における標準利用期間（2年間）の更新は、令和3年4月以降に就労移行支援の標準利用期間内での支援の終了を迎える利用者が、標準利用期間を超えて、さらにサービス利用継続が必要と認められる場合においては、令和3年4月以降、令和3年度中は、最大1年間の範囲内で「複数回」の更新も可能。 （2）既に標準利用期間を超えて就労移行支援を利用している者のうち、3年目を終了する利用者がさらにサービスの利用を希望するときであって、各地域の労働市場の変化等に照らし、それまでの支援内容を踏まえ、新たに訓練等を行う必要がある場合においては、支給決定を行うことも差し支えない。 （1）、（2）とも審査会の諮問は不要。 ※事業所が提出する書類 ①標準利用期間が設定されているサービスの支給決定更新にかかる評価結果報告書 ②補足資料（新型コロナウイルスとの関連性を明記） ③直近のアセスメント（事業所任意様式） ④直近の個別支援計画（事業所任意様式） ※対象となるサービス：就労移行支援	相談窓口は、利用者の居住地にある各区役所 （他市町村が支給決定した利用者は、当該市町村にご相談ください。） No.3-2 事業者評価結果報告および補足資料の様式 https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/kenko/handicap/sougoushienhou/sa-bisupanph.html

<お問い合わせ先>

担当：障害者支援課
通所支援担当
TEL：078-322-5231